

2025年10月

お客さま各位

株式会社 広島銀行

## 貸金庫規定等の改定について

平素より格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

弊行では、2025年5月に金融庁による「中小・地域金融機関向け総合的な監督指針」の改正を受け、下記のとおり貸金庫規定等を改定いたします。

なお、改定後の規定は従前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

今後も、安心、安全なサービス提供に努めてまいりますので、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

### 記

#### 1. 改定する規定

- ・貸金庫規定
- ・保護預り規定（セーフティ・ケース）

※改定箇所は【別紙】新旧対照表をご参照ください。

#### 2. 改定内容

- (1) 貸金庫に格納いただけないものに「現金」を追加
- (2) 貸金庫の利用目的（適切にご利用いただいていること）を書面等で申告いただくこと 等

#### 3. 適用開始日

2026年4月1日（水）

#### 4. お客さまへのお願い

現在、貸金庫内に現金を格納されているお客さまにおかれましては、次回ご来店時に現金の取り出しをいただきますよう、お願いいたします。

以上

# 「貸金庫規定」新旧対照表 (2026年4月1日改定)

【別紙】

(改定箇所：下線部)

改正前	改定後
<p><b>1. (格納品の範囲)</b>            (1) (2) (省略)  <u>(新規追加)</u></p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p><b>2. (契約期間等) (省略)</b></p> <p><b>3. (使用料)</b>            (1) 貸金庫の使用料は、<u>別紙記載</u>の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。            なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヵ月としてその月から月割計算によって支払ってください。            (2) (3) (省略)</p> <p><b>4. (鍵の保管) (省略)</b></p> <p><b>5. (貸金庫の開閉等) (省略)</b></p> <p><b>6. (届出事項の変更等) (省略)</b></p> <p><b>6の2. (成年後見人等の届出) (省略)</b></p>	<p><b>1. (格納品の範囲)</b>            (1) (2) (変更なし)  <u>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u>  <u>① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u>  <u>② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u></p> <p><b>2. (利用目的の確認)</b>  <u>(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行が定める方法で、申出を行うこととします。</u>  <u>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u></p> <p><b>3. (契約期間等) (変更なし)</b></p> <p><b>4. (使用料)</b>            (1) 貸金庫の使用料は、<u>当行所定</u>の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。            なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヵ月としてその月から月割計算によって支払ってください。            (2) (3) (変更なし)</p> <p><b>5. (鍵の保管) (変更なし)</b></p> <p><b>6. (貸金庫の開閉等) (変更なし)</b></p> <p><b>7. (届出事項の変更等) (変更なし)</b></p> <p><b>7の2. (成年後見人等の届出) (変更なし)</b></p>

# 「貸金庫規定」新旧対照表 (2026年4月1日改定)

(改定箇所：下線部)

改正前	改定後
<p><b>7.</b> (印章、鍵の喪失時等の取扱い) (省略)</p> <p><b>8.</b> (暗証照合等) (省略)</p> <p><b>9.</b> (印鑑照合等) (省略)</p> <p><b>10.</b> (損害の負担等) (省略)</p> <p><b>11.</b> (反社会的勢力との取引拒絶) この貸金庫は、<b>第12条</b>第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、<b>第12条</b>第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。</p> <p><b>12.</b> (解約等) (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、ご利用カード(自動貸金庫の場合)および届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、ご利用カード(自動貸金庫の場合)または届出の印章を失った場合に解約するときは、<b>第7条</b>に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。<b>第2条</b>により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①から⑤ (省略) <u>(新規追加)</u></p> <p>(3) (省略)</p>	<p><b>8.</b> (印章、鍵の喪失時等の取扱い) (変更なし)</p> <p><b>9.</b> (暗証照合等) (変更なし)</p> <p><b>10.</b> (印鑑照合等) (変更なし)</p> <p><b>11.</b> (損害の負担等) (変更なし)</p> <p><b>12.</b> (反社会的勢力との取引拒絶) この貸金庫は、<b>第13条</b>第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、<b>第13条</b>第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。</p> <p><b>13.</b> (解約等) (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、ご利用カード(自動貸金庫の場合)および届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、ご利用カード(自動貸金庫の場合)または届出の印章を失った場合に解約するときは、<b>第8条</b>に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。<b>第3条</b>により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①から⑤ (変更なし) <u>⑥借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u> <u>⑦本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u> <u>⑧法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u> <u>⑨マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき</u></p> <p>(3) (変更なし)</p>

# 「貸金庫規定」新旧対照表 (2026年4月1日改定)

(改定箇所：下線部)

改正前	改定後																																		
<p>(4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<b>第3条</b>第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。</p> <p>(5) (6) (省略)</p> <p><b>13. (貸金庫の修繕、移転等) (省略)</b></p> <p><b>14. (緊急措置)</b> 法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。 このために生じた損害については当行は責任を負いません。</p> <p><b>15. (譲渡、転貸等の禁止) (省略)</b></p> <p><b>16. (保証人) (省略)</b></p> <p><b>17. (規定の変更) (省略)</b></p> <p>別紙1 使用料表</p> <div data-bbox="152 1074 452 1422" data-label="Table"> <p>別紙1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>容積 (c.m.)</th> <th>使用料 (円/月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">客</td> <td>A: 10,000未満</td> <td>13,700円</td> </tr> <tr> <td>B: 10,000以上～15,000未満</td> <td>15,500円</td> </tr> <tr> <td>C: 15,000以上～20,000未満</td> <td>18,700円</td> </tr> <tr> <td>D: 20,000以上～25,000未満</td> <td>21,450円</td> </tr> <tr> <td>E: 25,000以上～30,000未満</td> <td>23,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">倉</td> <td>F: 30,000以上～35,000未満</td> <td>25,850円</td> </tr> <tr> <td>G: 35,000以上～40,000未満</td> <td>28,600円</td> </tr> <tr> <td>H: 40,000以上～45,000未満</td> <td>31,350円</td> </tr> <tr> <td>I: 45,000以上～50,000未満</td> <td>34,100円</td> </tr> <tr> <td>J: 50,000以上～55,000未満</td> <td>36,850円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">庫</td> <td>T: 100,000以上～150,000未満</td> <td>50,600円</td> </tr> <tr> <td>U: 150,000以上～200,000未満</td> <td>67,100円</td> </tr> <tr> <td>V: 200,000以上～250,000未満</td> <td>83,600円</td> </tr> <tr> <td>W: 250,000以上～300,000未満</td> <td>100,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上使用料は1ヶ月分</p> </div>	区分	容積 (c.m.)	使用料 (円/月)	客	A: 10,000未満	13,700円	B: 10,000以上～15,000未満	15,500円	C: 15,000以上～20,000未満	18,700円	D: 20,000以上～25,000未満	21,450円	E: 25,000以上～30,000未満	23,100円	倉	F: 30,000以上～35,000未満	25,850円	G: 35,000以上～40,000未満	28,600円	H: 40,000以上～45,000未満	31,350円	I: 45,000以上～50,000未満	34,100円	J: 50,000以上～55,000未満	36,850円	庫	T: 100,000以上～150,000未満	50,600円	U: 150,000以上～200,000未満	67,100円	V: 200,000以上～250,000未満	83,600円	W: 250,000以上～300,000未満	100,100円	<p>(4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<b>第4条</b>第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。<b>なお、当行はこの不足額を明渡しの日</b>に<b>第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</b></p> <p>(5) (6) (変更なし)</p> <p><b>14. (貸金庫の修繕、移転等) (変更なし)</b></p> <p><b>15. (緊急措置)</b> 法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変、<b>店舗の移転・統廃合</b>等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。 このために生じた損害については当行は責任を負いません。</p> <p><b>16. (譲渡、転貸等の禁止) (変更なし)</b></p> <p><b>17. (保証人) (変更なし)</b></p> <p><b>18. (規定の変更) (変更なし)</b></p> <p>別紙1 (削除)</p>
区分	容積 (c.m.)	使用料 (円/月)																																	
客	A: 10,000未満	13,700円																																	
	B: 10,000以上～15,000未満	15,500円																																	
	C: 15,000以上～20,000未満	18,700円																																	
	D: 20,000以上～25,000未満	21,450円																																	
	E: 25,000以上～30,000未満	23,100円																																	
倉	F: 30,000以上～35,000未満	25,850円																																	
	G: 35,000以上～40,000未満	28,600円																																	
	H: 40,000以上～45,000未満	31,350円																																	
	I: 45,000以上～50,000未満	34,100円																																	
	J: 50,000以上～55,000未満	36,850円																																	
庫	T: 100,000以上～150,000未満	50,600円																																	
	U: 150,000以上～200,000未満	67,100円																																	
	V: 200,000以上～250,000未満	83,600円																																	
	W: 250,000以上～300,000未満	100,100円																																	

# 「保護預り規定（セーフティ・ケース）」新旧対照表（2026年4月1日改定）

（改定箇所：下線部）

改正前	改定後
<p><b>1.（セーフティ・ケースの使用）（省略）</b></p> <p><b>2.（保管物の範囲）</b>                      (1) (2) (省略)  <u>（新規追加）</u></p> <p><u>（新規追加）</u></p> <p><b>3.（契約期間等）（省略）</b></p> <p><b>4.（手数料）</b>                      (1) この保護預りの手数料は、<u>別紙記載</u>の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日、預け主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ手数料に充当します。                      なお、当初契約期間手数料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。                      (2) (3) (省略)</p> <p><b>5.（鍵の保管）（省略）</b></p> <p><b>6.（セーフティ・ケースの受け渡し等）（省略）</b></p> <p><b>7.（届出事項の変更等）（省略）</b></p> <p><b>7の2.（成年後見人等の届出）（省略）</b></p>	<p><b>1.（セーフティ・ケースの使用）（変更なし）</b></p> <p><b>2.（保管物の範囲）</b>                      (1) (2) (変更なし)  <u>(3) セーフティ・ケースには、次に掲げるものを格納することができません。</u>                      ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの                      ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、セーフティ・ケースの通常の用法による保管に適さないもの</p> <p><b>3.（利用目的の確認）</b>                      (1) セーフティ・ケースの契約の締結または利用等にあたっては、預け主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、保管物が第2条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行が定める方法で、申出を行うこととします。                      (2) セーフティ・ケースが、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、利用時の行員立会い等の適切な方法でセーフティ・ケースの利用状況を確認させていただきます。</p> <p><b>4.（契約期間等）（変更なし）</b></p> <p><b>5.（手数料）</b>                      (1) この保護預りの手数料は、<u>当行所定</u>の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日、預け主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ手数料に充当します。                      なお、当初契約期間手数料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。                      (2) (3) (変更なし)</p> <p><b>6.（鍵の保管）（変更なし）</b></p> <p><b>7.（セーフティ・ケースの受け渡し等）（変更なし）</b></p> <p><b>8.（届出事項の変更等）（変更なし）</b></p> <p><b>8の2.（成年後見人等の届出）（変更なし）</b></p>

# 「保護預り規定（セーフティ・ケース）」新旧対照表（2026年4月1日改定）

（改定箇所：下線部）

改正前	改定後
<p><b>8.</b>（印章、鍵の喪失時等の取扱い）（省略）</p> <p><b>9.</b>（セーフティ・ケース等の変更）（省略）</p> <p><b>10.</b>（印鑑照合等）（省略）</p> <p><b>11.</b>（損害の負担等）（省略）</p> <p><b>12.</b>（反社会的勢力との取引拒絶） このセーフティ・ケースは、<b>第13条</b>第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、<b>第13条</b>第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこのセーフティ・ケースの使用申込をおことわりするものとします。</p> <p><b>13.</b>（解約等） （1）この契約は、預け主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえセーフティ・ケースおよび正鍵は直ちに返却してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか<b>第8条</b>に準じて取扱います （2）次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をとってください。<b>第3条</b>により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①から⑤（省略） <u>（新規追加）</u></p> <p>（3）（省略）</p>	<p><b>9.</b>（印章、鍵の喪失時等の取扱い）（変更なし）</p> <p><b>10.</b>（セーフティ・ケース等の変更）（変更なし）</p> <p><b>11.</b>（印鑑照合等）（変更なし）</p> <p><b>12.</b>（損害の負担等）（変更なし）</p> <p><b>13.</b>（反社会的勢力との取引拒絶） このセーフティ・ケースは、<b>第14条</b>第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、<b>第14条</b>第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこのセーフティ・ケースの使用申込をおことわりするものとします。</p> <p><b>14.</b>（解約等） （1）この契約は、預け主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえセーフティ・ケースおよび正鍵は直ちに返却してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか<b>第9条</b>に準じて取扱います。 （2）次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をとってください。<b>第4条</b>により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①から⑤（変更なし） <u>⑥預け主名義人が存在しないこと明らかになったときまたは預け主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u> <u>⑦本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u> <u>⑧法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u> <u>⑨マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき</u></p> <p>（3）（変更なし）</p>

# 「保護預り規定（セーフティ・ケース）」新旧対照表（2026年4月1日改定）

（改定箇所：下線部）

改正前					
<p>(4) 前3項によるセーフティ・ケースの返却、正鍵の返却等の手続が遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から返却の日の属する月までの手数料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<b>第4条</b>第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を返却の日に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(5) (6) (省略)</p> <p><b>14. (保管物の一時引き取り等) (省略)</b></p> <p><b>15. (緊急措置)</b> 法令の定めるところにより保管物の開示もしくは引き渡しを求められたとき、または店舗の火災、保管物の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用してセーフティ・ケースを開錠し、その他臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。</p> <p><b>16. (譲渡、質入れ等の禁止) (省略)</b></p> <p><b>17. (保証人) (省略)</b></p> <p><b>18. (規定の変更) (省略)</b></p> <p>別紙1 使用料表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: right;">別紙1</p> <p>使用料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">セーフティ・ケース使用料（1ヶ年につき）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1ケース</td> <td style="text-align: center;">11,000円（消費税込）</td> </tr> </table> </div>	セーフティ・ケース使用料（1ヶ年につき）		1ケース	11,000円（消費税込）	<p>(4) 前3項によるセーフティ・ケースの返却、正鍵の返却等の手続が遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から返却の日の属する月までの手数料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<b>第5条</b>第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を返却の日に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(5) (6) (変更なし)</p> <p><b>15. (保管物の一時引き取り等) (変更なし)</b></p> <p><b>16. (緊急措置)</b> 法令の定めるところにより保管物の開示もしくは引き渡しを求められたとき、または店舗の火災、保管物の異変、<b>店舗の移転・統廃合</b>等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用してセーフティ・ケースを開錠し、その他臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。</p> <p><b>17. (譲渡、質入れ等の禁止) (変更なし)</b></p> <p><b>18. (保証人) (変更なし)</b></p> <p><b>19. (規定の変更) (変更なし)</b></p> <p>別紙1 (削除)</p>
セーフティ・ケース使用料（1ヶ年につき）					
1ケース	11,000円（消費税込）				